



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省 山梨労働局

Press Release

山 梨 労 働 局 発 表
令和3年1月15日(金)

【照会先】

山梨労働局職業安定部職業対策課
職業対策課長 齊藤 章司
地方障害者雇用担当官 望月 有子
(電話)055-225-2858 (内線461・463)

雇用障害者数、実雇用率は過去最高を更新 民間企業における達成割合は56.2%

厚生労働省山梨労働局（局長 藤本 達夫）では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和2年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。（参考1）

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

〈民間企業〉（法定雇用率2.2%）

- 雇用障害者数、実雇用率はともに過去最高を更新
 - ・雇用障害者数は1888.0人、対前年1.1%（21.0人）増加
 - ・実雇用率は2.05%《全国2.15%》、対前年比0.02ポイント上昇《全国0.04ポイント上昇》
- 法定雇用率達成企業の割合は56.2%《全国48.6%》、対前年比0.2ポイント上昇《全国0.6ポイント上昇》

〈公的機関〉（法定雇用率：県の機関及び市町村等2.5%、但し県教育委員会は2.4%）

- 雇用障害者数は、県の機関、県教委、市町村等で前年を上回った。
実雇用率は、県の機関、県教委で前年を上回った。
 - ・県の機関 : 雇用障害者数 127.0人 [102.5人]、実雇用率 2.81% [2.61%]
 - ・県教委 : 雇用障害者数 159.5人 [126.5人]、実雇用率 2.49% [2.18%]
 - ・市町村等 : 雇用障害者数 258.5人 [250.5人]、実雇用率 2.45% [2.59%]
- 法定雇用率達成機関（2.5%適用）の割合は88.9%で全国の71.7%を上回った。

〈地方独立行政法人等〉（法定雇用率2.5%）

- 雇用障害者数は前年と同数であった。
 - ・雇用障害者数 66.0人 [66.0人]、実雇用率2.16% [2.33%]

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は1888.0人で、前年より1.1%（21.0人）増加し、8年連続で過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は1156.5人（対前年比1.1%減少）、知的障害者は436.0人（同1.4%増加）、精神障害者は295.5人（同10.3%増加）となった。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は56.2%（前年は56.0%）、実雇用率は2.05%（前年は2.03%）であった。

【第1表、第4表、参考3】

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別に見ると、雇用されている障害者数は、100～300人未満で716.5人、500～1,000人未満で229.5人、1,000人以上で362.5人と前年より増加した。45.5～100人未満で384.5人、300～500人未満で195.0人と前年より減少した。
- ・ 実雇用率は、100～300人未満で2.12%、500～1,000人未満で2.81%、1,000人以上で2.29%と前年を上回った。45.5～100人未満で1.64%、300～500人未満では1.81%と前年を下回った。
また、民間企業全体の実雇用率2.05%と比較すると、100～300人未満で2.12%、500～1,000人未満で2.81%、1,000人以上で2.29%と上回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、100～300人未満が60.4%、500～1,000人未満が71.4%と前年を上回り、1,000人以上が50.0%と前年と同様であった。45.5～100人未満が55.2%、300～500人未満が31.0%となり前年を下回った。

【第2表、参考4】

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」が2.0人、「建設業」が23.0人、「製造業」が721.0人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が2.0人、「情報通信業」が26.5人、「運輸業、郵便業」が73.5人、「卸売業、小売業」が235.0人、「金融業、保険業」が78.5人、「不動産業、物品賃貸業」が4.0人、「宿泊業、飲食サービス業」が58.5人、「生活関連サービス業、娯楽業」が95.0人、「教育、学習支援業」が35.0人、「医療、福祉」が378.0人、「複合サービス事業」が34.5人、「サービス業」が121.5人となっており、このうち、「建設業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「金融業・保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業」が前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「製造業」（2.17%）、「運輸業、郵便業」（2.06%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（4.00%）「医療、福祉」（2.39%）の4業種で、民間企業の実雇用率2.05%を上回っている。

【第3表】

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和2年の法定雇用率未達成企業は、272社。そのうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、73.2%を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）が未達成企業に占める割合は、58.5%となっている。

[第5表]

2 公的機関における在職状況

- ・ 地方公共団体の法定雇用率（2.5%）が適用される機関（40.0人以上規模の機関）に在職している障害者の数は385.5人、実雇用率は2.56%であった。さらに、法定雇用率を達成している機関は36機関中32機関、達成割合は88.9%（全国71.7%）となっている。
- ・ このうち市町村等については、在職している障害者の数は258.5人、実雇用率は2.45%であり、法定雇用率を達成している機関は33機関中29機関、達成割合は87.9%となっている。
- ・ 県の機関については、在職している障害者の数は127.0人、実雇用率は2.81%であり、法定雇用率を達成している機関は3機関中3機関、達成割合は100.0%となっている。
- ・ また、2.4%の法定雇用率が適用される機関（山梨県教育委員会）については、在職している障害者の数は159.5人、実雇用率は2.49%となっており、法定雇用率を達成している。

[第6表、第7表]

3 地方独立行政法人等における雇用状況

- ・ 地方独立行政法人等に雇用されている障害者の数は66.0人、実雇用率は2.16%で、法定雇用率を達成している機関は5機関中2機関、達成割合は40.0%となっている。

[第6表、第8表]

4 今後の取組

- ・ 民間企業の実雇用率及び雇用障害者数は、過去最高を更新するなど、障害者雇用は着実に進んでいる状況である。
しかしながら、実雇用率は、法定雇用率及び全国の実雇用率には達していない。また、令和3年3月1日から法定雇用率が0.1%引き上げられることから、労働局、ハローワークでは、山梨県及び関係機関と連携し年間を通じた個別指導を行っていく。
特に、不足数の大きな企業に対しては、障害者雇入れ計画作成命令（障害者雇用促進法第46条）を行い、早期に法定雇用率を達成することができるよう指導する。
- ・ 雇用義務のある企業における「障害者雇用が0人」の企業は、昨年より減少したものの未だ全体の25.6%存在する。経営トップを含む社内理解や、作業内容の改善等にも課題が残されていると認識しており、こうした障害者雇用が0人の企業においても障害者の受け入れを進められるよう関係機関とも緊密に連携して取り組んでいく。
- ・ 公的機関については、昨年に比べ在職している障害者の数は増加し、達成割合も伸びているものの未だに未達成の機関もある。公的機関は、自ら率先垂範して障害者雇用を実行すべき立場にあることから、労働局、ハローワーク、山梨県及び関係機関と連携を図り、障害者雇用を積極的に推進していく。

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.2%）

(1) 概況（第1表）

① 概況

年度	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成 企業の数	⑥ 法定雇用率達成企 業の割合
			A. 重度身体障害者 及び重度知的障 害者	B. 重度身体障害者 及び重度知的障 害者である短時 間労働者	C. 重度以外の身体 障害者、知的障 害者及び精神障 害者（注4）	D. 重度以外の身体 障害者及び知的 障害者並びに精 神障害者である 短時間労働者 （注5）	E. 計 A×2+B+C+D× 0.5	F. うち新規雇用分			
H26	532	80,522.0	352	51	628	118	1,442.0	159.0	1.79	274	51.5
H27	550	83,997.0	368	60	667	156	1,541.0	187.0	1.83	307	55.8
H28	554	85,895.5	390	78	709	157	1,645.5	178.0	1.92	312	56.3
H29	565	87,805.0	395	68	759	184	1,709.0	157.5	1.95	326	57.7
H30	623	93,239.0	426	76	846	155	1,851.5	191.0	1.99	333	53.5
R1	623	92,145.0	413	80	874	174	1,867.0	190.5	2.03	349	56.0
R2	621	92,072.0	410	87	895	172	1,888.0	189.5	2.05	349	56.2

② 障害種別雇用状況

年度	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 身体障害者	d. 重度以外の 身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 知的障害者	d. 重度以外の 知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、 (注5)に 該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分	
		人	人	人	人	人		人	人	人	人	人		人	人		人		人
H 2 6	1,442.0	269	29	435	39	1,021.5	92.5	83	22	114	26	315.0	43.5	79	53	—	105.5	23.0	
H 2 7	1,541.0	281	38	427	53	1,053.5	97.0	87	22	127	38	342.0	47.5	113	65	—	145.5	42.5	
H 2 8	1,645.5	299	40	439	57	1,105.5	90.0	91	38	140	37	378.5	47.0	130	63	—	161.5	41.0	
H 2 9	1,709.0	293	38	458	55	1,109.5	70.5	102	30	152	55	413.5	46.0	149	74	—	186.0	41.0	
H30	1,851.5	321	41	468	69	1,185.5	91.0	105	35	162	53	433.5	53.5	165	84	51	232.5	46.5	
R1	1,867.0	316	48	456	66	1,169.0	90.5	97	32	176	56	430.0	38.5	195	99	47	268.0	61.5	
R2	1,888.0	313	57	443	61	1,156.5	84.0	97	30	185	54	436.0	44.5	222	102	45	295.5	61.0	

（1（1）①表の注）

- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人とカウントしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
 - 平成29年6月2日以降に採用された者であること。
 - 平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- F欄の「うち新規雇用分」は、令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

（1（1）②表の注）

- ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- ④e欄の労働者は、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
 - 平成29年6月2日以降に採用された者であること。
 - 平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は、令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況（第2表）

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる労働 者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業 の数	⑥ 法定雇用率達成 企業の割合
			A. 重度身体 障害者及 び重度知 的障害者	B. 重度身体 障害者及 び重度知 的障害者 である短 時間労働者	C. 重度以外の 身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者 (注4)	D. 重度以外の身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短時 間労働者(注 5)	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
規模計	企業 621 (623)	人 92,072.0 (92,145.0)	人 410 (413)	人 87 (80)	人 895 (874)	人 172 (174)	人 1,888.0 (1,867.0)	人 189.5 (190.5)	% 2.05 (2.03)	企業 349 (349)	% 56.2 (56.0)
45.5～ 100人未満	348 (360)	23,400.5 (24,433.0)	80 (91)	13 (17)	195 (207)	33 (38)	384.5 (425.0)	46.5 (52.0)	1.64 (1.74)	192 (201)	55.2 (55.8)
100～ 300人未満	222 (211)	33,868.0 (32,385.5)	142 (131)	38 (36)	347 (321)	95 (90)	716.5 (664.0)	79.0 (70.5)	2.12 (2.05)	134 (123)	60.4 (58.3)
300～ 500人未満	29 (31)	10,775.5 (11,395.0)	42 (47)	13 (9)	93 (99)	10 (12)	195.0 (208.0)	24.0 (21.0)	1.81 (1.83)	9 (12)	31.0 (38.7)
500～ 1,000人未満	14 (13)	8,174.0 (7,666.5)	53 (54)	10 (7)	103 (89)	21 (17)	229.5 (212.5)	19.0 (19.5)	2.81 (2.77)	10 (9)	71.4 (69.2)
1,000人以上	8 (8)	15,854.0 (16,265.0)	93 (90)	13 (11)	157 (158)	13 (17)	362.5 (357.5)	21.0 (27.5)	2.29 (2.20)	4 (4)	50.0 (50.0)

注 1 (1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e		
						f. うち新規雇用分	f. うち新規雇用分					e. dのうち、 (注5)に該当する労働者	g. うち新規雇用分					
規模計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	1,888.0 (1,867.0)	313 (316)	57 (48)	443 (456)	61 (66)	1,156.5 (1,169.0)	84.0 (90.5)	97 (97)	30 (32)	185 (176)	54 (56)	436.0 (430.0)	44.5 (38.5)	222 (195)	102 (99)	45 (47)	295.5 (268.0)	61.0 (61.5)
45.5～ 100人未満	384.5 (425.0)	57 (64)	6 (7)	111 (125)	9 (12)	235.5 (266.0)		23 (27)	7 (10)	29 (34)	7 (12)	85.5 (104.0)		49 (40)	23 (22)	6 (8)	63.5 (55.0)	
100～ 300人未満	716.5 (664.0)	105 (100)	25 (24)	154 (147)	35 (32)	406.5 (387.0)		37 (31)	13 (12)	79 (74)	33 (29)	182.5 (162.5)		85 (76)	56 (53)	29 (24)	127.5 (114.5)	
300～ 500人未満	195.0 (208.0)	37 (40)	13 (7)	36 (39)	5 (8)	125.5 (130.0)		5 (7)	0 (2)	30 (27)	2 (2)	41.0 (44.0)		23 (25)	7 (10)	4 (8)	28.5 (34.0)	
500～ 1,000人未満	229.5 (212.5)	41 (41)	3 (2)	48 (43)	5 (4)	135.5 (129.0)		12 (13)	7 (5)	21 (16)	11 (11)	57.5 (52.5)		31 (26)	8 (6)	3 (4)	36.5 (31.0)	
1,000人以上	362.5 (357.5)	73 (71)	10 (8)	94 (102)	7 (10)	253.5 (257.0)		20 (19)	3 (3)	26 (25)	1 (2)	69.5 (67.0)		34 (28)	8 (8)	3 (3)	39.5 (33.5)	

注 1 (1)②と同じ

(3)産業別の雇用状況（第3表）

①概況

区 分	① 企業数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる労 働者	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者	B. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短 時間労働者	C. 重度以外の 身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者 (注4)	D. 重度以外の 身体障害者 及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時 間労働者 (注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F.うち新規 雇用分			
産 業 計	621 (623)	92,072.0 (92,145.0)	410 (413)	87 (80)	895 (874)	172 (174)	1,888.0 (1,867.0)	189.5 (190.5)	2.05 (2.03)	349 (349)	56.2 (56.0)
農，林，漁業	2 (1)	133.0 (67.5)	- (-)	- (-)	2 (2)	- (-)	2.0 (2.0)	1.0 (-)	1.50 (2.96)	2 (1)	100.0 (100.0)
鉱業，採石業，砂利 採取業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	16 (16)	1,573.0 (1,440.5)	5 (4)	- (-)	13 (6)	- (-)	23.0 (14.0)	2.0 (-)	1.46 (0.97)	9 (7)	56.3 (43.8)
製造業	193 (198)	33,185.5 (33,641.0)	173 (175)	17 (17)	349 (367)	18 (16)	721.0 (742.0)	49.5 (67.5)	2.17 (2.21)	118 (134)	61.1 (67.7)
電気・ガス・熱供 給・水道業	3 (4)	247.5 (441.0)	- (-)	- (-)	2 (2)	- (3)	2.0 (3.5)	- (-)	0.81 (0.79)	- (-)	- (-)
情報通信業	22 (20)	2,628.5 (2,436.0)	7 (6)	3 (2)	8 (11)	3 (-)	26.5 (25.0)	1.5 (6.0)	1.01 (1.03)	6 (5)	27.3 (25.0)
運輸業，郵便業	28 (27)	3,568.5 (3,439.0)	12 (11)	4 (4)	43 (36)	5 (6)	73.5 (65.0)	5.5 (8.5)	2.06 (1.89)	21 (15)	75.0 (55.6)
卸売業・小売業	86 (89)	13,634.0 (13,929.5)	49 (50)	21 (20)	103 (104)	26 (32)	235.0 (240.0)	27.5 (27.0)	1.72 (1.72)	38 (36)	44.2 (40.4)
金融業，保険業	9 (9)	4,410.5 (4,252.0)	19 (18)	1 (1)	39 (34)	1 (2)	78.5 (72.0)	8.0 (7.0)	1.78 (1.69)	2 (3)	22.2 (33.3)
不動産業，物品賃貸 業	6 (6)	441.5 (424.0)	1 (-)	- (-)	2 (3)	- (-)	4.0 (3.0)	2.0 (-)	0.91 (0.71)	1 (1)	16.7 (16.7)
学術研究，専門・技 術サービス業	4 (4)	217.0 (212.5)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
宿泊業，飲食サービ ス業	21 (20)	2,849.5 (2,798.0)	8 (6)	2 (2)	32 (29)	17 (15)	58.5 (50.5)	4.5 (3.0)	2.05 (1.80)	9 (10)	42.9 (50.0)
生活関連サービス 業，娯楽業	23 (25)	2,373.5 (2,637.5)	33 (41)	4 (6)	22 (27)	6 (5)	95.0 (117.5)	5.5 (4.5)	4.00 (4.45)	11 (14)	47.8 (56.0)
教育，学習支援業	14 (13)	1,938.5 (1,886.5)	9 (9)	1 (-)	14 (12)	4 (2)	35.0 (31.0)	7.5 (4.0)	1.81 (1.64)	8 (8)	57.1 (61.5)
医療，福祉	129 (129)	15,828.5 (15,438.0)	61 (63)	27 (22)	187 (167)	84 (84)	378.0 (357.0)	56.0 (48.5)	2.39 (2.31)	92 (83)	71.3 (64.3)
複合サービス事業	5 (6)	1,959.5 (2,381.0)	10 (10)	- (3)	14 (21)	1 (1)	34.5 (44.5)	1.0 (1.0)	1.76 (1.87)	1 (3)	20.0 (50.0)
サービス業	60 (56)	7,083.5 (6,721.0)	23 (20)	7 (3)	65 (53)	7 (8)	121.5 (100.0)	18.0 (13.5)	1.72 (1.49)	31 (29)	51.7 (51.8)

注 1 (1) ①の表と同じ

②障害種別雇用状況

区 分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 身体障害者	d. 重度以外の 身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 知的障害者	d. 重度以外の 知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+(d-e)×0.5+e	f. うち新規雇用分		
															e. dのうち (注5)に 該当する労働者				
産 業 計	1,888.0 (1,867.0)	313 (316)	57 (48)	443 (456)	61 (66)	1,156.5 (1,169.0)	84.0 (90.5)	97 (97)	30 (32)	185 (176)	54 (56)	436.0 (430.0)	44.5 (38.5)	222 (195)	102 (99)	45 (47)	295.5 (268.0)	61.0 (61.5)	
農, 林, 漁業	2.0 (2.0)	- (-)	- (-)	1 (2)	- (-)	1.0 (2.0)		- (-)	- (-)	1 (-)	- (-)	1.0 (-)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		
鉱業, 採石業, 砂利採取業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		
建設業	23.0 (14.0)	5 (4)	- (-)	11 (4)	- (-)	21.0 (12.0)		- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	1.0 (1.0)		1 (1)	- (-)	- (-)	1.0 (1.0)		
製造業	721.0 (742.0)	135 (140)	14 (12)	189 (207)	13 (11)	479.5 (504.5)		38 (35)	3 (5)	82 (85)	- (2)	161.0 (161.0)		74 (68)	9 (10)	4 (7)	80.5 (76.5)		
電気・ガス・熱供給・水道業	2.0 (3.5)	- (-)	- (-)	2 (2)	- (2)	2.0 (3.0)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		- (-)	- (1)	- (-)	- (0.5)		
情報通信業	26.5 (25.0)	7 (6)	3 (2)	6 (6)	1 (-)	23.5 (20.0)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		2 (2)	2 (3)	- (3)	3.0 (5.0)		
運輸業, 郵便業	73.5 (65.0)	12 (11)	3 (3)	31 (26)	2 (2)	59.0 (52.0)		- (-)	1 (1)	7 (5)	3 (4)	9.5 (8.0)		4 (4)	1 (1)	1 (1)	5.0 (5.0)		
卸売業・小売業	235.0 (240.0)	33 (35)	10 (9)	36 (43)	10 (17)	117.0 (130.5)		16 (15)	11 (11)	25 (24)	10 (11)	73.0 (70.5)		34 (29)	14 (12)	8 (8)	45.0 (39.0)		
金融業, 保険業	78.5 (72.0)	17 (16)	- (-)	24 (24)	- (1)	58.0 (56.5)		2 (2)	1 (1)	7 (2)	- (-)	12.0 (7.0)		6 (6)	3 (3)	2 (2)	8.5 (8.5)		
不動産業, 物品賃貸業	4.0 (3.0)	1 (-)	- (-)	1 (2)	- (-)	3.0 (2.0)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		1 (1)	- (-)	- (-)	1.0 (1.0)		
学術研究, 専門・技術サービス業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		
宿泊業, 飲食サービス業	58.5 (50.5)	6 (5)	- (-)	5 (7)	3 (4)	18.5 (19.0)		2 (1)	2 (2)	15 (11)	10 (8)	26.0 (19.0)		10 (8)	6 (6)	2 (3)	14.0 (12.5)		
生活関連サービス業, 娯楽業	95.0 (117.5)	7 (8)	1 (2)	11 (14)	3 (3)	27.5 (33.5)		26 (33)	3 (4)	7 (10)	2 (2)	63.0 (81.0)		4 (3)	1 (-)	- (-)	4.5 (3.0)		
教育, 学習支援業	35.0 (31.0)	8 (9)	1 (-)	6 (6)	1 (1)	23.5 (24.5)		1 (-)	- (-)	2 (2)	2 (1)	5.0 (2.5)		2 (1)	5 (3)	4 (3)	6.5 (4.0)		
医療, 福祉	378.0 (357.0)	50 (53)	18 (15)	78 (74)	20 (18)	206.0 (204.0)		11 (10)	9 (7)	21 (22)	27 (28)	65.5 (63.0)		65 (52)	60 (57)	23 (19)	106.5 (90.0)		
複合サービス事業	34.5 (44.5)	10 (10)	- (2)	9 (11)	1 (1)	29.5 (33.5)		- (-)	- (1)	- (4)	- (-)	- (5.0)		5 (6)	- (-)	- (-)	5.0 (6.0)		
サービス業	121.5 (100.0)	22 (19)	7 (3)	33 (28)	7 (6)	87.5 (72.0)		1 (1)	- (-)	17 (10)	- (-)	19.0 (12.0)		14 (14)	1 (3)	1 (1)	15.0 (16.0)		

注 1 (1) ②の表と同じ

③製造業における雇用状況（概況）

区 分	① 企業数	② 法定雇用障 害者数の算 定の基礎と なる労働者	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A.	B.	C.	D.	E. 計				
			重度身体障 害者及び重 度知的障害 者	重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短 時間労働者	重度以外の 身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者 (注4)	重度以外の 身体障害者 及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時 間労働者 (注5)	A×2+B+C+D×0.5 F.うち新規 雇用分				
製造業計	193 (198)	33,185.5 (33,641.0)	173 (175)	17 (17)	349 (367)	18 (16)	721.0 (742.0)	49.5 (67.5)	2.17 (2.21)	118 (134)	61.1 (67.7)
09 食料品	28 (29)	5,954.5 (5,849.5)	31 (29)	4 (5)	70 (80)	2 (2)	137.0 (144.0)	7.0 (5.5)	2.30 (2.46)	16 (20)	57.1 (69.0)
10 飲料・たばこ・飼料	8 (9)	836.5 (865.5)	3 (3)	－ (－)	8 (6)	－ (－)	14.0 (12.0)	2.0 (2.0)	1.67 (1.39)	5 (6)	62.5 (66.7)
11 繊維工業	4 (4)	325.0 (320.0)	1 (1)	－ (－)	3 (3)	1 (1)	5.5 (5.5)	－ (－)	1.69 (1.72)	2 (2)	50.0 (50.0)
14 パルプ・紙・紙加工 品	5 (6)	596.5 (660.0)	5 (4)	－ (－)	7 (7)	－ (－)	17.0 (15.0)	4.0 (2.0)	2.85 (2.27)	3 (4)	60.0 (66.7)
16 化学工業	6 (7)	931.0 (1,000.5)	5 (5)	－ (－)	11 (10)	－ (－)	21.0 (20.0)	－ (2.0)	2.26 (2.00)	6 (5)	100.0 (71.4)
18 プラスチック製品 (別掲を除く)	9 (8)	726.0 (629.0)	1 (3)	－ (－)	9 (7)	2 (2)	12.0 (14.0)	1.0 (4.0)	1.65 (2.23)	5 (6)	55.6 (75.0)
21 窯業・土石製品	3 (5)	269.0 (416.0)	1 (1)	－ (－)	－ (2)	－ (－)	2.0 (4.0)	－ (－)	0.74 (0.96)	－ (2)	－ (40.0)
23 非鉄金属	3 (3)	328.5 (339.5)	1 (2)	－ (－)	6 (6)	－ (－)	8.0 (10.0)	－ (－)	2.44 (2.95)	2 (3)	66.7 (100.0)
24 金属製品	16 (16)	1,969.0 (1,942.5)	6 (6)	1 (2)	23 (24)	1 (1)	36.5 (38.5)	3.0 (4.0)	1.85 (1.98)	10 (10)	62.5 (62.5)
25 はん用機械器具	4 (4)	405.0 (319.0)	3 (2)	2 (1)	3 (2)	2 (5)	12.0 (9.5)	1.0 (－)	2.96 (2.98)	4 (4)	100.0 (100.0)
26 生産用機械器具	17 (15)	2,171.0 (2,056.0)	23 (21)	－ (－)	28 (28)	－ (－)	74.0 (70.0)	6.0 (4.0)	3.41 (3.40)	12 (10)	70.6 (66.7)
27 業務用機械器具	6 (8)	474.0 (548.0)	1 (2)	－ (－)	9 (7)	1 (－)	11.5 (11.0)	2.0 (－)	2.43 (2.01)	5 (6)	83.3 (75.0)
28 電子部品・デバイ ス・電子回路	19 (20)	10,309.5 (10,747.0)	63 (64)	5 (6)	100 (105)	6 (5)	234.0 (241.5)	14.5 (29.0)	2.27 (2.25)	14 (16)	73.7 (80.0)
29 電気機械器具	24 (25)	2,939.5 (2,832.5)	7 (9)	1 (－)	28 (28)	1 (－)	43.5 (46.0)	3.5 (3.0)	1.48 (1.62)	13 (13)	54.2 (52.0)
30 情報通信機械器具	6 (5)	846.5 (885.5)	5 (4)	1 (1)	7 (7)	1 (－)	18.5 (16.0)	1.0 (3.0)	2.19 (1.81)	4 (3)	66.7 (60.0)
31 輸送用機械器具	13 (12)	2,206.5 (2,150.0)	11 (10)	2 (1)	26 (30)	1 (－)	50.5 (51.0)	1.5 (4.0)	2.29 (2.37)	9 (11)	69.2 (91.7)
その他	22 (22)	1,897.5 (2,080.5)	6 (9)	1 (1)	11 (15)	－ (－)	24.0 (34.0)	3.0 (5.0)	1.26 (1.63)	8 (13)	36.4 (59.1)

注 1 (1) ①の表と同じ

その他の区分：12. 13. 15. 17. 19. 20. 22. 32

④製造業における雇用状況（障害種別）

区 分	① 障害者の 数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a. 重度身体 障害者	b. 重度身体 障害者で ある短時 間労働者	c. 重度以外 の身体障 害者	d. 重度以外 の身体障 害者であ る短時間 労働者	e. 計 a×2+b+ c+d×0.5	a. 重度知的 障害者	b. 重度知的 障害者で ある短時 間労働者	c. 重度以外 の知的障 害者	d. 重度以外 の知的障 害者であ る短時間 労働者	e. 計 a×2+b+ c+d×0.5	c. 精神障害 者	d. 精神障害 者である短 時間労働 者	e. dのうち (注5)に 該当する 労働者	e. 計 c+(d-e) ×0.5+e
製造業計	721.0 (742.0)	135 (140)	14 (12)	189 (207)	13 (11)	479.5 (504.5)	38 (35)	3 (5)	82 (85)	- (2)	161.0 (161.0)	74 (68)	9 (10)	4 (7)	80.5 (76.5)
09 食料品	137.0 (144.0)	14 (17)	4 (3)	22 (24)	1 (1)	54.5 (61.5)	17 (12)	- (2)	37 (48)	- (-)	71.0 (74.0)	11 (8)	1 (1)	- (-)	11.5 (8.5)
10 飲料・たばこ・飼料	14.0 (12.0)	2 (2)	- (-)	6 (4)	- (-)	10.0 (8.0)	1 (1)	- (-)	1 (1)	- (-)	3.0 (3.0)	1 (1)	- (-)	- (-)	1.0 (1.0)
11 繊維工業	5.5 (5.5)	1 (1)	- (-)	2 (2)	1 (1)	4.5 (4.5)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	1.0 (1.0)
14 パルプ・紙・紙加工 品	17.0 (15.0)	4 (3)	- (-)	4 (6)	- (-)	12.0 (12.0)	1 (1)	- (-)	2 (-)	- (-)	4.0 (2.0)	1 (1)	- (-)	- (-)	1.0 (1.0)
16 化学工業	21.0 (20.0)	4 (4)	- (-)	6 (5)	- (-)	14.0 (13.0)	1 (1)	- (-)	2 (2)	- (-)	4.0 (4.0)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	3.0 (3.0)
18 プラスチック製品 (別掲を除く)	12.0 (14.0)	1 (3)	- (-)	5 (5)	2 (2)	8.0 (12.0)	- (-)	- (-)	2 (1)	- (-)	2.0 (1.0)	2 (1)	- (-)	- (-)	2.0 (1.0)
21 窯業・土石製品	2.0 (4.0)	1 (1)	- (-)	- (2)	- (-)	2.0 (4.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
23 非鉄金属	8.0 (10.0)	1 (1)	- (-)	5 (5)	- (-)	7.0 (7.0)	- (1)	- (-)	1 (1)	- (-)	1.0 (3.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
24 金属製品	36.5 (38.5)	6 (6)	- (1)	14 (17)	1 (1)	26.5 (30.5)	- (-)	1 (1)	3 (3)	- (-)	4.0 (4.0)	6 (4)	- (-)	- (-)	6.0 (4.0)
25 はん用機械器具	12.0 (9.5)	3 (2)	1 (-)	1 (2)	2 (3)	9.0 (7.5)	- (-)	1 (1)	2 (-)	- (2)	3.0 (2.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
26 生産用機械器具	74.0 (70.0)	12 (11)	- (-)	9 (8)	- (-)	33.0 (30.0)	11 (10)	- (-)	7 (8)	- (-)	29.0 (28.0)	12 (12)	- (-)	- (-)	12.0 (12.0)
27 業務用機械器具	11.5 (11.0)	1 (2)	- (-)	6 (5)	1 (-)	8.5 (9.0)	- (-)	- (-)	1 (-)	- (-)	1.0 (-)	2 (2)	- (-)	- (-)	2.0 (2.0)
28 電子部品・デバイ ス・電子回路	234.0 (241.5)	59 (59)	4 (5)	70 (76)	4 (3)	194.0 (200.5)	4 (5)	1 (1)	14 (10)	- (-)	23.0 (21.0)	15 (16)	3 (5)	1 (3)	17.0 (20.0)
29 電気機械器具	43.5 (46.0)	6 (7)	1 (-)	12 (13)	- (-)	25.0 (27.0)	1 (2)	- (-)	4 (3)	- (-)	6.0 (7.0)	10 (10)	3 (2)	2 (2)	12.5 (12.0)
30 情報通信機械器具	18.5 (16.0)	5 (4)	1 (1)	2 (2)	- (-)	13.0 (11.0)	- (-)	- (-)	1 (2)	- (-)	1.0 (2.0)	4 (3)	1 (-)	- (-)	4.5 (3.0)
31 輸送用機械器具	50.5 (51.0)	9 (8)	2 (1)	19 (20)	1 (-)	39.5 (37.0)	2 (2)	- (-)	4 (4)	- (-)	8.0 (8.0)	3 (6)	- (-)	- (-)	3.0 (6.0)
その他	24.0 (34.0)	6 (9)	1 (1)	6 (11)	- (-)	19.0 (30.0)	- (-)	- (-)	1 (2)	- (-)	1.0 (2.0)	4 (1)	- (1)	- (1)	4.0 (2.0)

注 1 (1) ②の表と同じ

その他の区分：12. 13. 15. 17. 19. 20. 22. 32

(4) 民間企業における雇用状況の推移 (第4表)

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
昭和 63 年	606	1	1.44	0.00	55.4	△ 2.1
平成 元	715	109	1.46	0.02	50.0	△ 5.4
2	759	44	1.46	0.00	56.5	6.5
3	801	42	1.50	0.04	52.9	△ 3.6
4	890	89	1.58	0.08	53.3	0.4
5	885	△ 5	1.58	0.00	55.2	1.9
6	868	△ 17	1.56	△ 0.02	56.2	1.0
7	884	16	1.56	0.00	53.2	△ 3.0
8	860	△ 24	1.52	△ 0.04	50.8	△ 2.4
9	865	5	1.52	0.00	52.1	1.3
10	924	59	1.55	0.03	49.4	△ 2.7
11	925	1	1.52	△ 0.03	45.8	△ 3.6
12	915	△ 10	1.50	△ 0.02	47.0	1.2
13	914	△ 1	1.49	△ 0.01	46.0	△ 1.0
14	877	△ 37	1.48	△ 0.01	47.5	1.5
15	834	△ 43	1.45	△ 0.03	47.4	△ 0.1
16	939	105	1.47	0.02	51.2	3.8
17	955	16	1.50	0.03	49.9	△ 1.3
18	1,018	63	1.55	0.05	49.1	△ 0.8
19	1,081.5	63.5	1.62	0.07	52.3	3.2
20	1,057.5	△ 24.0	1.52	△ 0.10	47.4	△ 4.9
21	1,108.0	50.5	1.61	0.09	51.3	3.9
22	1,136.0	28.0	1.67	0.06	49.6	△ 1.7
23	1,279.0	143.0	1.67	0.00	48.7	△ 0.9
24	1,258.5	△ 20.5	1.69	0.02	52.7	4.0
25	1,344.0	85.5	1.70	0.01	46.3	△ 6.4
26	1,442.0	98.0	1.79	0.09	51.5	5.2
27	1,541.0	99.0	1.83	0.04	55.8	4.3
28	1,645.5	104.5	1.92	0.09	56.3	0.5
29	1,709.0	63.5	1.95	0.03	57.7	1.4
30	1,851.5	142.5	1.99	0.04	53.5	△ 4.2
令和 元	1,867.0	15.5	2.03	0.04	56.0	2.5
2	1,888.0	21.0	2.05	0.02	56.2	0.2

注1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成23年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である
短時間労働者(重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)(※)

※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、
1人分とカウントしている。

①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数（第5表）

区 分	① 法定雇用率 未達成企業 の数	②不足数					③ 障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上	
規 模 計	272 (100.0%)	199 (73.2%)	40 (14.7%)	23 (8.5%)	10 (3.7%)	0 －	159 (58.5%)
45.5～100人未満	156 (100.0%)	152 (97.4%)	4 (2.6%)	－ －	－ －	－ －	143 (91.7%)
100～300人未満	88 (100.0%)	41 (46.6%)	29 (33.0%)	15 (17.0%)	3 (3.4%)	－ －	16 (18.2%)
300～500人未満	20 (100.0%)	6 (30.0%)	4 (20.0%)	6 (30.0%)	4 (20.0%)	－ －	0 －
500～1,000人未満	4 (100.0%)	－ －	2 (50.0%)	2 (50.0%)	－ －	－ －	0 －
1,000人以上	4 (100.0%)	－ －	1 (25.0%)	－ －	3 (75.0%)	－ －	0 －

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

2 公的機関等の障害者雇用状況

概況（第6表）

1. 山梨労働局管内の地方公共団体のうち県の機関、市町村等の機関で法定雇用率2.5%が適用となる機関の障害者の在職状況

（各年6月1日現在）

	機関数	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 (注1)	② 障害者の数 (注2)	③ 実雇用率	法定雇用率達成機関(注3)			
					全国 実雇用率	機関数	割合	全国 達成割合
平成30年	36	13,434.0	319.5	2.38	2.39	26	72.2	69.1
令和元年	37	13,622.5	353.0	2.59	2.46	31	83.8	72.6
令和2年	36	15,083.0	385.5	2.56	2.48	32	88.9	71.7

2. 山梨労働局管内の地方公共団体である県教育委員会等の法定雇用率2.4%が適用となる機関の障害者の在職状況

（各年6月1日現在）

	機関数	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 (注1)	② 障害者の数 (注2)	③ 実雇用率	法定雇用率達成機関(注3)			
					全国 実雇用率	機関数	割合	全国 達成割合
平成30年	1	5,699.0	98.5	1.73	1.90	0	0.0	39.0
令和元年	1	5,804.5	126.5	2.18	1.89	0	0.0	38.0
令和2年	1	6,402.0	159.5	2.49	2.05	1	100.0	39.0

3. 山梨労働局管内の地方独立行政法人等の法定雇用率2.5%が適用となる機関の障害者の雇用状況

（各年6月1日現在）

	機関数	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 (注1)	② 障害者の数 (注2)	③ 実雇用率	法定雇用率達成機関(注3)			
					全国 実雇用率	機関数	割合	全国 達成割合
平成30年	4	2,790.0	59.0	2.11	2.54	1	25.0	69.0
令和元年	4	2,834.0	66.0	2.33	2.63	3	75.0	80.1
令和2年	5	3,060.0	66.0	2.16	2.64	2	40.0	78.8

1. 山梨労働局管内の地方公共団体の令和2年6月1日現在における機関別の障害者任免状況 (第7表)

(1)市町村等の機関(法定雇用率2.5%)

33機関(うち達成機関(注3) 29機関、未達成機関 4機関、達成機関割合87.9%)

	※ 特例 認定	① 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数 (注1)	② 障害者の数 (注2)	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
市町村等の合計		10,561.5	258.5	2.45	15.0	
甲府市(特例認定)	○	2,009.0	54.5	2.71	0.0	
富士吉田市		686.0	15.0	2.19	2.0	令和2年12月1日現在達成
富士吉田市委		123.0	3.0	2.44	0.0	
甲州市(特例認定)	○	517.0	13.0	2.51	0.0	
都留市		432.0	10.0	2.31	0.0	
都留市委		93.5	2.0	2.14	0.0	
山梨市(特例認定)	○	582.5	14.0	2.40	0.0	
大月市		244.5	4.0	1.64	2.0	令和2年12月1日現在達成
大月市委		63.5	2.0	3.15	0.0	
韮崎市		358.5	9.5	2.65	0.0	
韮崎市委		70.0	1.0	1.43	0.0	
南アルプス市(特例認定)	○	639.5	16.0	2.50	0.0	
甲斐市(特例認定)	○	731.0	8.0	1.09	10.0	
笛吹市(特例認定)	○	495.0	13.0	2.63	0.0	
北杜市(特例認定)	○	770.5	18.0	2.34	1.0	令和2年12月1日現在達成
上野原市		174.0	5.0	2.87	0.0	
中央市(特例認定)	○	342.0	10.0	2.92	0.0	
市川三郷町(特例認定)	○	321.0	8.0	2.49	0.0	
富士川町		199.0	7.0	3.52	0.0	
早川町		57.0	1.0	1.75	0.0	
身延町		190.5	5.0	2.62	0.0	
身延町教委		67.0	1.0	1.49	0.0	
南部町		92.0	3.0	3.26	0.0	
昭和町(特例認定)	○	218.0	5.0	2.29	0.0	
西桂町		69.0	1.0	1.45	0.0	
忍野村		71.0	3.0	4.23	0.0	
山中湖村		146.0	6.0	4.11	0.0	
富士河口湖町		153.0	3.0	1.96	0.0	
鳴沢村		59.0	1.0	1.69	0.0	
甲府市上下水道局		161.5	5.5	3.41	0.0	
身延早川町国民健康保険病院一部事務組合		138.5	4.0	2.89	0.0	
峡南医療センター企業団		233.5	5.0	2.14	0.0	
甲州市勝沼ぶどうの丘		54.0	2.0	3.70	0.0	

※特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

(2) 山梨県の機関（法定雇用率2.5%）

3機関(うち達成機関(注3) 3機関、未達成機関 0機関、達成機関割合100.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	② 障害者の数(注2)	③ 実雇用率	④ 不足数(注3)	備 考
合 計	4,521.5	127.0	2.81	0.0	
山梨県知事部局	3,967.5	110.0	2.77	0.0	
山梨県企業局	73.0	3.0	4.11	0.0	
山梨県警察本部	481.0	14.0	2.91	0.0	

(3) 山梨県の機関（法定雇用率2.4%）

1機関(うち達成機関(注3) 1機関、未達成機関 0機関、達成機関割合100.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	② 障害者の数(注2)	③ 実雇用率	④ 不足数(注3)	備 考
合 計	6,402.0	159.5	2.49	0.0	
山梨県教育委員会	6,402.0	159.5	2.49	0.0	

2. 山梨労働局管内の地方独立行政法人等の令和2年6月1日現在における障害者雇用状況(法定雇用率2.5%)

5機関(うち達成機関(注3) 2機関、未達成機関3機関、達成機関割合40.0%)

(第8表)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	② 障害者の数(注2)	③ 実雇用率	④ 不足数(注3)	備 考
合 計	3,060.0	66.0	2.16	11.0	
国立大学法人 山梨大学	1,690.0	38.0	2.25	4.0	
公立大学法人 山梨県立大学	111.0	2.0	1.80	0.0	
公立大学法人 都留文科大学	129.0	6.0	4.65	0.0	
地方独立行政法人 山梨県立病院機構	1,011.5	19.0	1.88	6.0	
地方独立行政法人 大月市立中央病院	118.5	1.0	0.84	1.0	令和2年12月1日現在達成

注

1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。さらに、重度以外の身体障害者及び重度以外の知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間職員である精神障害者であって、平成29年6月2日以降に採用された者または平成29年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(参考1)

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2 %
(45.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5 %
 - 労働者数40人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5 %
(40人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4 %
(42人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

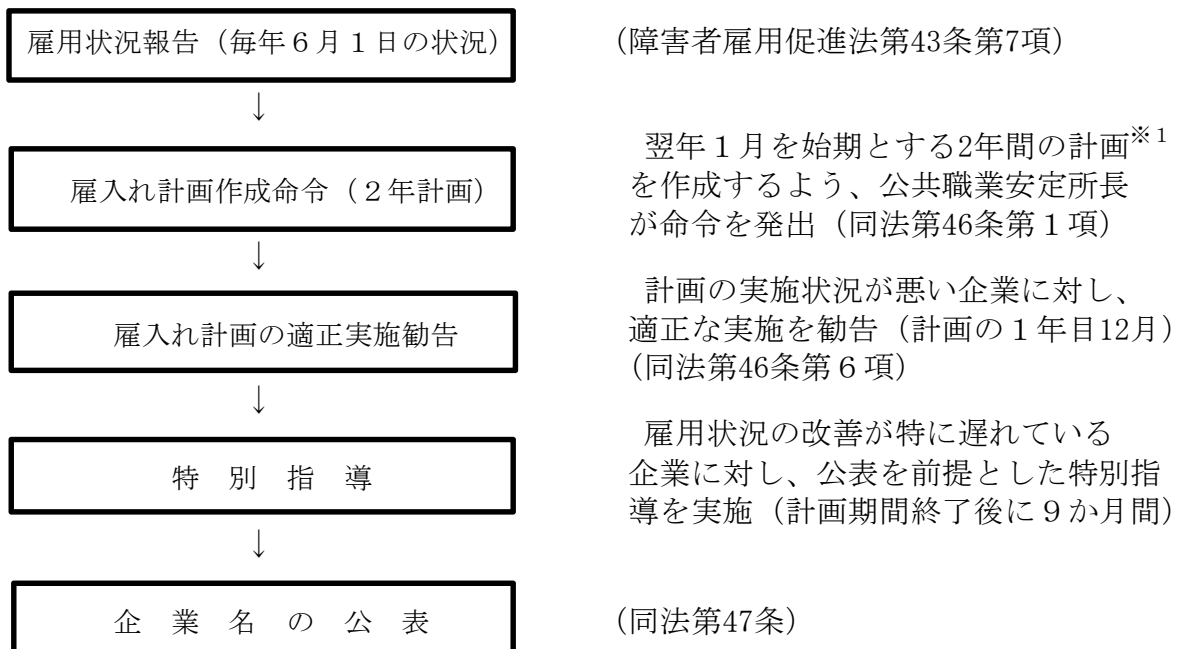
$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。
 - ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
 - ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(参考2)

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

- 令和元年度の実績※²
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 0社
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 0社

- 雇入れ計画を実施中の企業 0社（元年度）

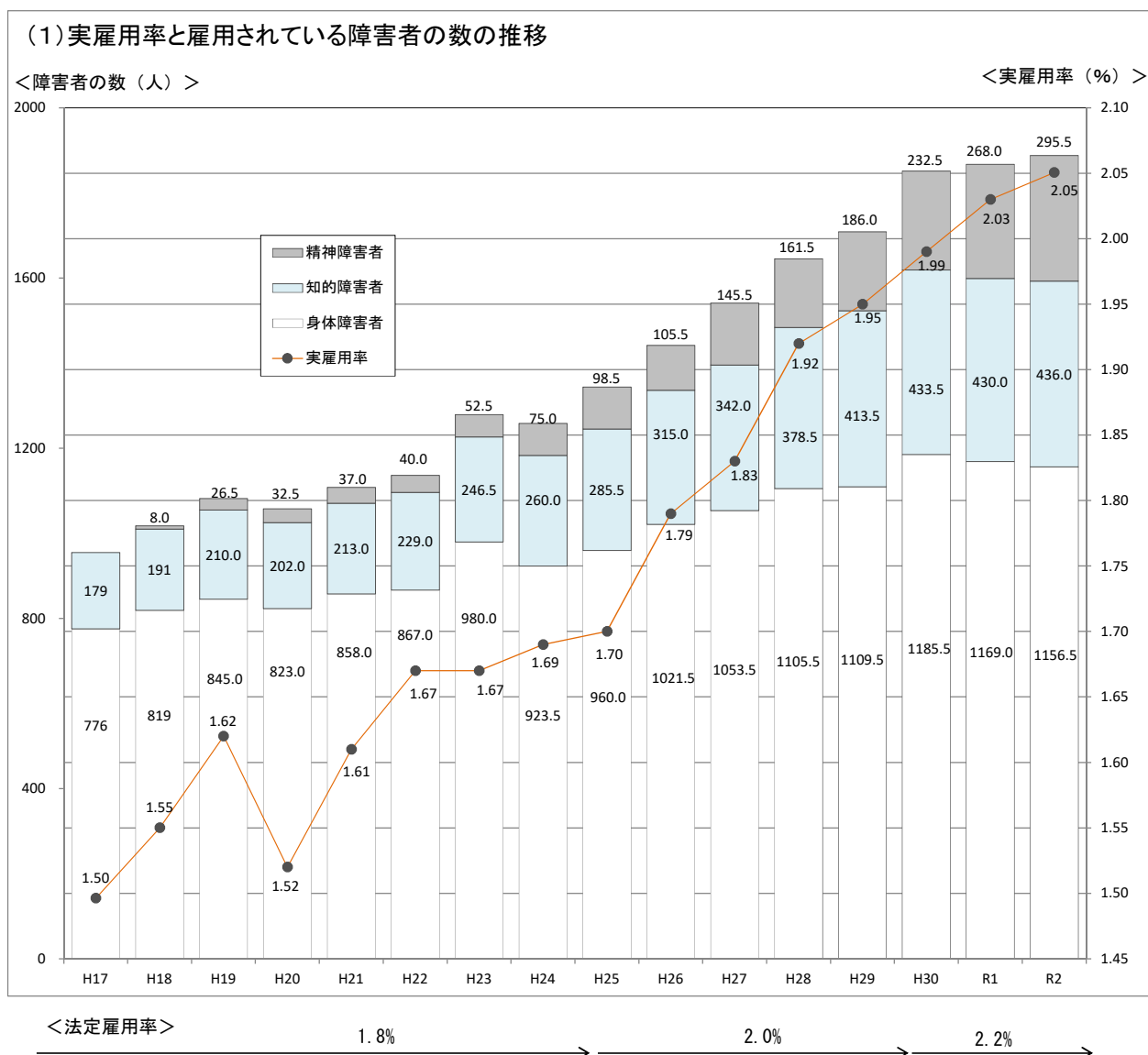
- 企業名の公表 0社

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施しました。

(参考 3)

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年4月以降、平成29年までは50人以上規模、平成30年4月以降は45.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年以降
平成22年まで

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 精神障害者である短時間労働者
- （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年以降

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者（身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 知的障害者である短時間労働者（知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 精神障害者である短時間労働者（※）
- （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

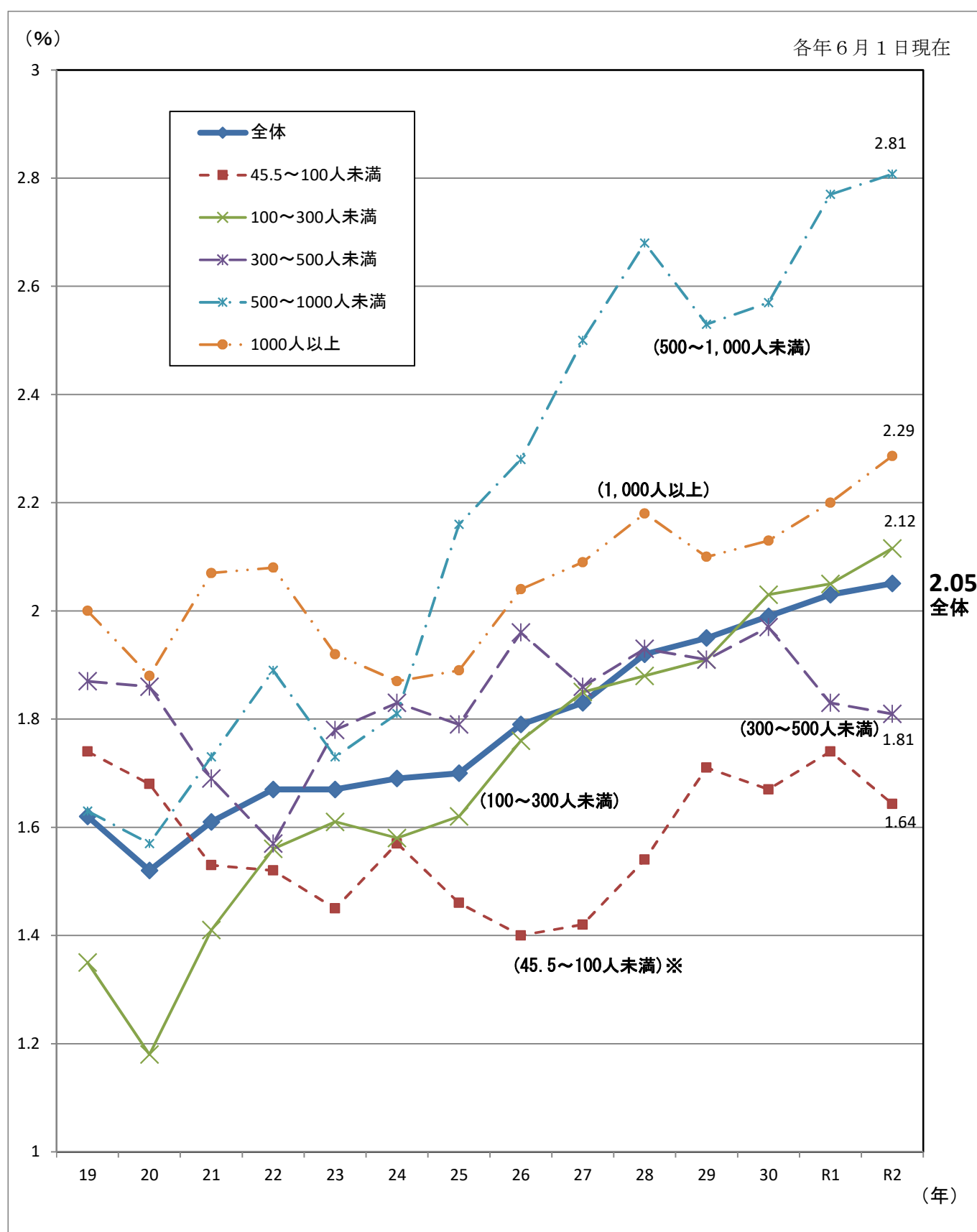
※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%となっている。

(参考 4)

(2) 企業規模別実雇用率



※24年までは56~100人未満

※25年から29年までは50~100人未満